

1-3

改修

住定日

- 死亡日から譲渡日までの間の、相続人の住所について確認する。
→死亡日から譲渡日までの間、相続人の住所が当該空家に置かれていないことを確認する。
- 申請被相続人居居住用家屋又はその敷地等の譲渡の時から譲渡の日の属する年の翌年2月15日までの間に当該家屋が耐震基準に適合することを約したことが分かる売買契約書等のコピーを確認する。

住民票（譲渡後に発行されたもの

